

平成 2 6 年 6 月

工事業者の皆様

京 都 市 上 下 水 道 局
総 務 部 用 度 課
(電 話 075-672-7728)

工事の入札における社会保険加入の確認手続について

本市では、平成 2 6 年 6 月から、工事の入札において、社会保険（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の全て）の加入（法令により適用を除外されているものを除きます。）を入札参加条件としております。

社会保険加入の確認については、以下のとおり行いますので、よろしくお願い致します。

1 一般競争入札

入札参加資格の確認時に、次の書類により、社会保険の加入を確認します。

入札参加申請に当たっては、一般競争入札参加資格確認申請書と併せて、次の書類を御提出ください。

(1) 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し

直近の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（建設業法第 27 条の 27 の規定によるもので、同法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値が記載されており、開札日の翌日において有効（審査基準日から 1 年 7 箇月以内）なものに限ります。）の写しを提出してください。

(2) 「社会保険加入に係る誓約書」（該当者のみ。別紙）

上記の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」では、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入又は適用除外が確認できないものの、一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、加入が必要な全ての保険（法令により適用を除外されているものを除きます。）に加入している場合に限り、提出してください。

（この「誓約書」の取扱いは、平成 2 6 年度限りの経過措置です。）

2 指名競争入札

入札及び開札を行い、落札候補者を決定したうえで、当該落札候補者から次の書類を御提出いただき、社会保険の加入を確認します。社会保険加入の確認後、落札決定を行います。

(1) 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し

直近の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（建設業法第 27 条の 27 の規定によるもので、同法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値が記載されており、開札日の翌日において有効（審査基準日から 1 年 7 箇月以内）なものに限ります。）の写しを提出してください。

(2) 「社会保険加入に係る誓約書」(該当者のみ。別紙)

上記の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」では、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入又は適用除外が確認できないものの、開札時において、加入が必要な全ての保険(法令により適用を除外されているものを除きます。)に加入している場合に限り、提出してください。

(この「誓約書」の取扱いは、平成26年度限りの経過措置です。)

なお、落札候補者が社会保険加入の入札参加条件を満たさない場合は、当該入札者の入札を無効としたうえ、次順位の入札者を新たに落札候補者とし、社会保険の加入を確認します。